

「大阪都市計画公園の変更」に対する意見書の要旨

意見書 提出者	意見書の要旨
大阪市 港区 法人 1名	<p>今回の都市計画案（都市計画公園の変更）は、これまで都市計画公園となっていた範囲を大幅に減らすものとなっています。結果として、過去の歴史的な経緯で公園区域内に住宅を所有してきた多数の住民、事業者の占用許可を解消し、大きな不利益を与えるものになっています。計画案の理由として都市環境の改善が掲げられていますが、公園周辺の住民の生活を危うくする計画であれば本末転倒と言わざるを得ません。</p> <p>今回の変更を行うのであれば、公園周辺の住民、事業者に対して、不利益を与えない措置を講じられねばなりません。そのような措置を取らないままで計画の変更を行われることには反対します。</p>